

Ⅱ. 関東支部会則

第1章 総 則

- (名称)
第1条 本会は、「鹿児島大学同窓会連合会 関東支部」と称する。
- (目的)
第2条 本会は、鹿児島大学同窓会連合会の下部組織として、鹿児島大学の基本理念の達成に協力し、その発展に寄与するとともに、会員相互の交流および親睦を図ることを目的とする。
- (事業)
第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう。
(1) 鹿児島大学との連携および協力
(2) 学部同窓会間の交流および連携の推進
(3) その他本会の目的に沿った事業活動

第2章 会 員

- (会員)
第4条 正会員は、鹿児島大学各学部同窓会会員で、関東地区に在住または、勤務する者とする。
2 関東地区に在住または勤務する者で、鹿児島大学、その前身諸校の教授・職員および第七高等学校造士館関東同窓会会員を特別会員とする。

第3章 役 員

- (役員)
第5条 本会には、次の役員をおく。
会長1名、副会長若干名、幹事若干名、事務局長1名、監事3名
- (役員の選任)
第6条 会長、副会長および監事は正会員のなかから総会において選出する。各学部の代表者を副会長とし、そのなかから会長を選出し、会長を出した学部は、副会長の選出を免除することができる。幹事および事務局長は、会長が指名する。
- (役員の任務)
第7条 会長は本会を代表し会務を統括し、総会の議長となり、その決議を執行する。
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3 幹事は本会と各学部同窓会との連携・調整を図るとともに、幹事会の構成員として、会務の執行上、重要な事項を審議する。
4 監事は会計の執行状況の監査を行なう。
- (役員の任期)
第8条 役員の任期は3年間とする。ただし重任は妨げない。役員に欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

- (会議)
第9条 本会の会議は、幹事会および総会とする。
幹事会は、会長、副会長、幹事、および事務局長をもって、構成する。
- (幹事会)
第10条 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 総会に付議する事項
(2) 業務の執行に関する事項
- (総会)
第11条 総会は、原則として3年に1回、会長が招集する。その他、必要と認めた場合には

- 、臨時総会を招集することができる。
- 2 総会において、次の事項を審議する。
- (1) 役員の選任に関する事項
 - (2) 事業計画および事業報告に関する事項
 - (3) 会計に関する事項
 - (4) 会則の改廃に関する事項
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項
- 3 総会は、出席者を以って成立と認める。議事は、出席者の過半数を以って成立と認める。ただし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 会 計

(経費)

第12条

本会は、その都度、会員から徴収した会費により運営する。

(会計年度)

第13条

本会の会計年度は、4月1日から3年目終了の3月31日までとする。

(監査)

第14条

会長は、会計年度ごとに、その収支報告書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

第6章 事 務 局

(事務局)

第15条

本会に、その事務を処理するために、事務局を置く。

補則

この会則は平成20年9月13日から之を施行する。